

堅下北小学校いじめ防止基本方針

第1章 いじめの防止に関する基本的な考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやしたてたり、傍観したりする行為も絶対に許されない姿勢で、どんな些細なことでも親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない子どもの意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にす精神を貫くことや、教職員自身が、子どもを一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、子どもの人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち、指導を徹底することが重要となる。

本校では、『人権感覚が豊かな学校づくり』を重点目標とし、学校生活全般（教育活動、児童相互の関係、職員相互の関係等）について、「互いの人権を大切にしているか」という視点から日常的、組織的に振り返り、改善を図ろうとする姿勢を貫くこととして、人権教育に重点をおいて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに堅下北小学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍しているなど当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- コンピュータや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称

「いじめ対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、養護教諭、生活指導担当、人権教育担当

(3) 役割

- ア いじめ防止基本方針の策定や見直し
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェックや年間計画の見直し
- キ 各取組の有効性の検証

4 年間計画

本基本方針に基づき、別表のとおり実施するものとする。

5 取組状況の把握と検証（PDCA）

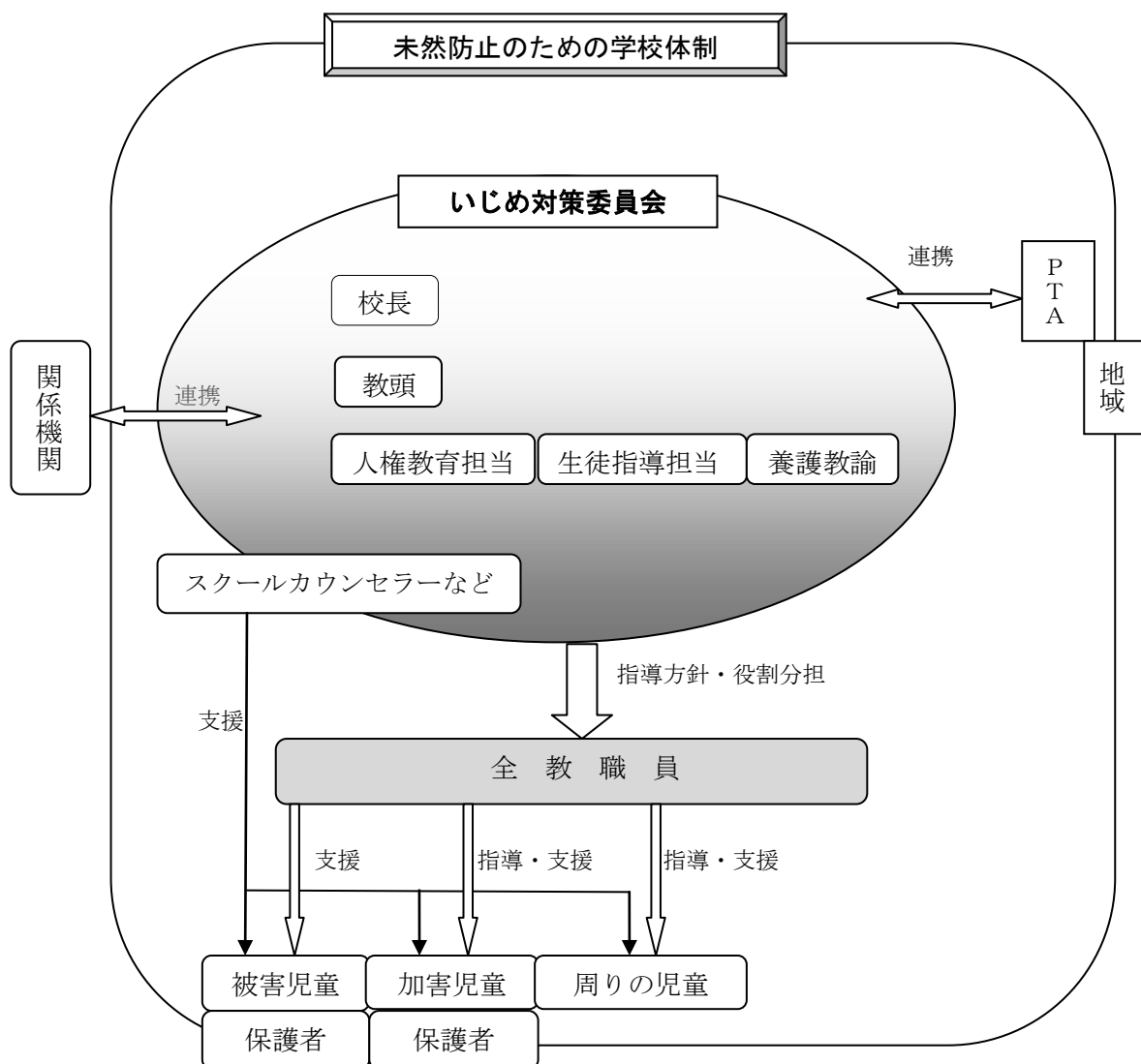
いじめ対策委員会は、年度当初と各学期の終わり頃に、計年間4回開催し、取組が計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じて学校いじめ防止基本方針や計画の見直しを行う。

第2章 いじめの防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体において人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められている。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童が他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組の中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。



2 いじめの防止のための措置

(1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員対象のいじめ問題について校内研修を行ったり、職員会議等で積極的に取り上げるなど情報交換を行う。

児童に対しては、朝礼などで日常的にいじめ問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との指導を継続的に行う。

(2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

そのために、全ての教育活動について人権尊重の視点を十分にふまえる。また、堅下北中学校区一貫教育で推進している表現科も含めて、全ての教科指導の中にコミュニケーション能力育成の視点を入れる。

- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、日頃から児童との信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や兆候を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- 分かりやすい授業づくりを進めるために校内研修の充実を図る。研究授業を積極的に行うことにより、授業改革、指導方法の工夫・改善を行う。
- 児童一人一人が活躍できる集団づくりを進めるために、異年齢縦割り集団の育成に努める。
- いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため、教職員の人権研修の充実を図る。
- (4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、お互いを認め合うことが出来る学級集団作りに取り組むとともに、達成感を味わえる行事に取り組ませる。また、取り組む中で自ら課題を見つけ課題解決に向かえるような体験学習の充実を図る。
- (5) 児童が自らいじめについて学び、取り組む方法として、児童会によるいじめ防止キャンペーンに取り組むとともに、エンパワメント能力を高める出前授業などを実施する。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある児童が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、定期的なアンケートは年2回1学期と3学期に実施する。定期的な教育相談としては、スクールカウンセラーが市に配置されていることを保護者に周知している。
- 日常の観察として、休み時間や放課後の児童の様子、交友関係などを把握し、日記帳などを活用したり、児童との雑談などからいじめ事象の兆候がないかどうか見逃さないようにする。
- (2) 保護者と連携して児童を見守るため、学級通信や連絡帳などで児童の学校での様子を知らせるだけでなく、家庭での様子の把握にも努める。そのため、少しでも気になることがあれば、家庭訪問や電話連絡などを随時行い、保護者との信頼関係

構築に努める。

- (3) 児童、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として「いじめ相談窓口」を設置する。
- (4) 学校通信「つくし」や、学校ホームページなどにより、相談体制を広く周知する。
「学校教育自己診断アンケート」や「いじめアンケート」などにより、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。
- (5) 教育相談等で得た児童の個人情報については、その対外的な取扱いについて、いじめ対策委員会で協議するなどして慎重に取り扱う。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な児童や保護者への対応については、外部機関とも連携する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。

- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに管理職や生徒指導担当者に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（いじめ対策委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談

する。

(4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に対応する。

(5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた児童又はその保護者への支援

いじめた児童の別室指導や出席停止などにより、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

4 いじめた児童への指導又はその保護者への助言

(1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。

いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

(2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

(3) いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

(1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、

相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしてきた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

体育大会や校外学習等は、児童が人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童が意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認して、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) 情報モラル教育を進めるため、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

第5章 その他

本校は、堅下北中学校区一貫教育校として、堅下小学校、堅下北中学校と連携しながら

ら一貫教育を推進している。また、支援の必要な家庭が多い地域であることを勘案し、保育所や子育て支援センターとの連携も大切にする。保幼と小、小と小、小と中のつながりを大切にし、就学や進学の際の個人の配慮事項などの情報伝達を緊密に行うとともに、本校で生起したいじめ事象について事実を正確に伝え、特に進学先での見守り活動についても適切に行うように中学校区で共通理解する。